平成２８年（フ）第３５０号
北九州市八幡西区下上津役３丁目７番31号（104号）、開始決定時の住所北九州市八幡西区春日台３丁目１番７号
破産者　吉武塗装工業こと　吉武　保海
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４９７号
北九州市小倉北区東篠崎２丁目４番１―212号
破産者　濱野　　潤
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５号
佐賀市呉服元町３番18号
破産者　本村美恵子
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
佐賀県小城市三日月町金田965番地11　ブルーステージＣ―５号、開始決定時の住所佐賀県小城市三日月町長神田596番地24
破産者　城　　哲幸
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２００号
佐賀市開成５丁目10番28号
破産者　大橋　　信
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１５号
熊本市西区上高橋１丁目９番２―607号、申立時の住所熊本市西区西松尾町3694番地
破産者　西村　　康
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０５号
熊本市西区池亀町６番12号　サリーレ105、前住所熊本市中央区国府３丁目８番91号　北岡ハイツ201号
破産者　角﨑　靖子
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４６号
大分県中津市大字一ツ松561番地　センチュリーⅢ　103号
破産者　岩住　清司
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７７号
北海道網走郡美幌町字青山北28番地の５　青山北ハイツ103号
破産者　吉村　　修
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第６５３号
仙台市宮城野区岩切字洞ノ口165番地の７　ハピネスM202
破産者　加藤　和子（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
宮城県刈田郡七ヶ宿町瀬見原106―１　（住民票上の住所　神戸市中央区江戸町98番地の１東町江戸町ビル1101）
破産者　高木久里子
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第２３０号
金沢市山科１丁目13―１　山科ハイツ503、開始決定時の住所金沢市小立野２丁目38番６号　エスト小立野103号
破産者　川口　和仁
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４４号
石川県白山市徳丸町98番地１　ポピーガーデン103号室、開始決定時の住所石川県野々市市二日市町475番地１　マ・メゾン103号
破産者　グッドリフォーム石川こと　本間　光志
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３００号
金沢市長土塀３丁目６番１号　シティハウス金沢犀川603号
破産者　奥納　雅子
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７５号
長野県茅野市宮川10443番地５
破産者　池上　敏廣
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第９号
岐阜県可児市桜ケ丘５丁目79番地
破産者　鈴木　鎭次
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１０号
岐阜県多治見市松坂町１丁目93番地
破産者　鈴木　聖典
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第７５号
岐阜県多治見市宝町３丁目101番地　サンライズ宝102
破産者　水野　万葵
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部